

電力小売市場自由化と経過措置料金 及び消費者保護を巡る課題

—フランスの規制料金制度を手がかりに

日本経済法学会大会・シンポジウム

2026年10月17日

聖学院大学／弁護士 長尾 愛女

I 本報告の問題関心

本報告の問題関心：

- ・一般家庭用を含む低圧需要家において、経過措置料金の契約口数・販売電力量が、小売市場において占める割合はいまだ相当程度に大きく、低圧の小売市場における競争は、限定的な範囲で行なわれているといえる。
- ・現状、経過措置料金解除がされている指定区域はない。

(※ 2026 沖縄エリアにおいて検討開始)



電力小売市場を検討対象とする上で、

経過措置料金制度が電力小売市場にもたらす競争法上の課題を、多角的に分析・検討することが必要と思われる。



【検討の順序】

- I 電力小売市場改革と経過措置料金制度
- II 経過措置料金の解除基準
- III フランスにおける規制料金制度の評価及び制度改正に関する議論
- IV 経過措置料金制度への示唆
まとめ～電力小売市場における競争の在り方
- V (補足) 経過措置料金解除後の事後監視
小売市場への影響が問題となる行為類型 (卸売市場における行為を含む)
- VI (補足) 公共料金制度における消費者利益の保護

I 電力システム改革による電力小売自由化

沖縄を除く特別高圧（2000年3月）

高圧部門（2005年4月）

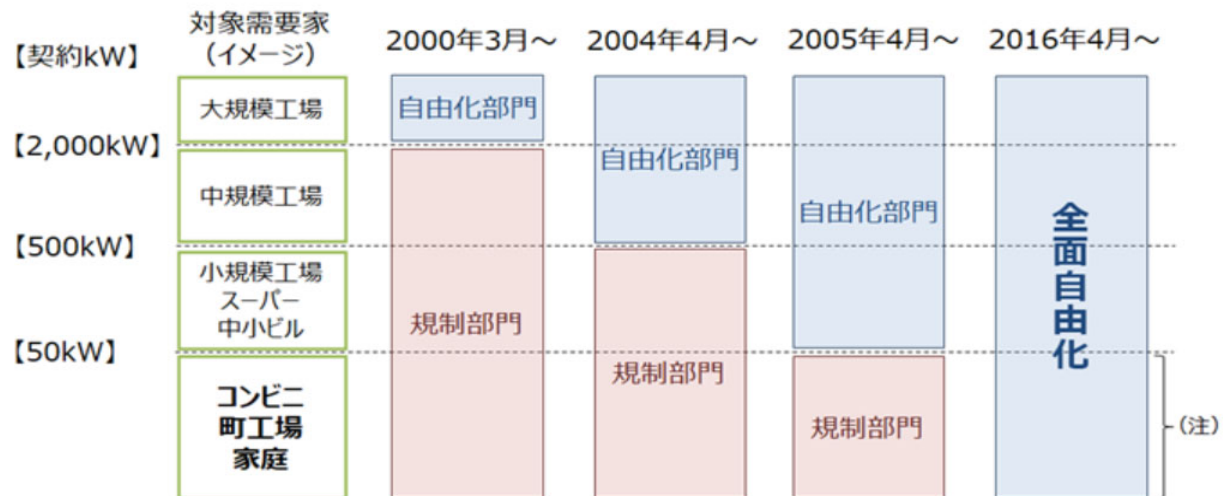
低圧部門（2016年4月）

を含めた全面自由化



電力の小売全面自由化の経緯

- 2000年以降、電力小売について段階的に自由化（新規参入）が進められてきた。
- 2016年4月からは、一般家庭やコンビニ等を含めた全ての需要家が、電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになった。ただし、需要家保護の観点から、規制料金が残されている。



(注) 需要家保護のため、経過措置として、少なくとも2020年まで規制料金を残すこととされ、今日まで存置（需要家は規制料金も選択可能）。

しかし、
経過措置料金（規制料金）制度の維持

電気料金の改定について（2023年6月実施） | 資源エネルギー庁

- 趣旨
- 「激変緩和」≡ 需要家保護
 - 「規制なき独占」の弊害の防止

I 経過措置料金の認可制

経過措置料金の認可制

特定小売供給約款は経済産業大臣の認可制（電気事業法等の一部を改正する法律附則18条）

「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」

「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」

料金改定にも認可を要する（料金引き下げその他の変更については届出制）

※自由化前の規制料金（「供給約款」）と同様。

経過措置料金は、2020年3月末の期限後も、同年4月以降は、「電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定する」供給区域について存続することとされた（電気事業法等の一部を改正する法律附則16条）。



2026年時点でもいずれのエリアについても解除されていない。

（※ 2026年6月 沖縄エリアでは経過措置料金の指定解除基準を満たす蓋然性、検討開始）



自由料金（旧一電・新電力）へ切り替えた低圧需要家（家庭用、商店等）は、

- ・2023年9月時点で契約口数ベース47%，販売電力量ベース63%（2025年9月も同水準）
- ・2024年の低圧における新電力のシェアは25.6%（2026年 28.5%）、旧一電（規制料金＋自由料金）のシェアは74.4%（2026年 71.5%）。

I 経過措置料金の趣旨

経過措置料金の趣旨：

- ・ 小売全面自由化の**激変緩和措置**
- ・ 「**規制なき独占**」の**弊害**を防ぐ観点の制度



「**規制なき独占**」の**弊害**とは？

旧一電の市場支配力に基づく

不当高価格行為、差別対価、排除行為等への懸念

本来、自由化後の需要家の利益は、新規参入により競争単位が増加し、価格競争や多様な電源構成や料金プラン等の選択肢による競争が進展することにより図られるはず。



しかし小売自由化後も、旧一電による従前のボトルネック独占、調達・供給能力、顧客情報を含む営業資産等により、市場支配力が形成される構造は存続する。

仮に参入者が増えてもスイッチング可能なほど安定的な調達環境が担保されなければ競争が持続せず、需要家保護も図れない懸念がある。

旧一電は電源の大宗を保有し、卸電力市場の環境整備や相対取引における内外無差別性が担保されるかは不透明。新電力が安定的に競争力のある調達が可能な環境整備（イコルフッティング）が必要。



そこで自由化後も、競争環境が整備されるまでの間、市場支配力からの需要家保護制度を継続することが要請された。

I 経過措置料金と自由料金、燃料費調整制度

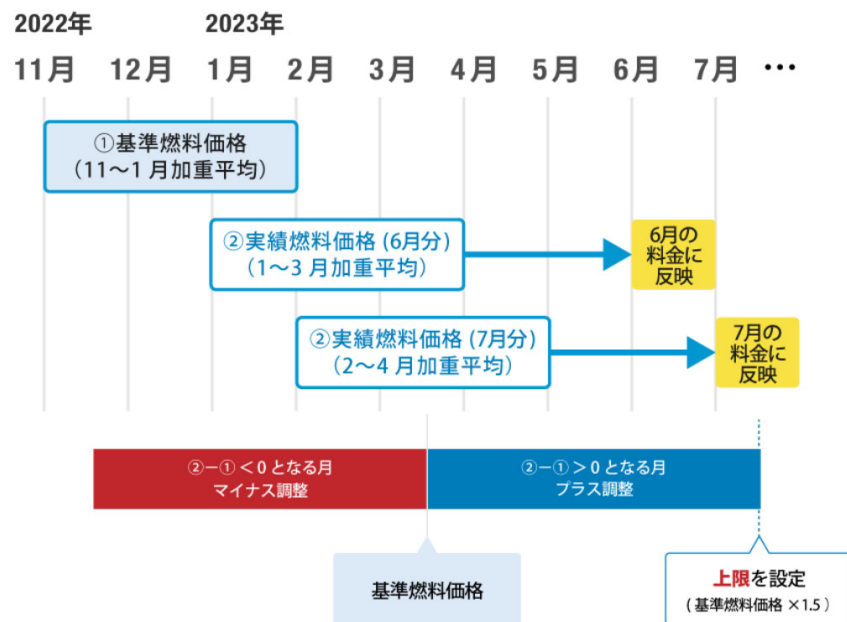
経過措置料金と自由料金



経済産業大臣の
認可が必要

認可等の規制はない

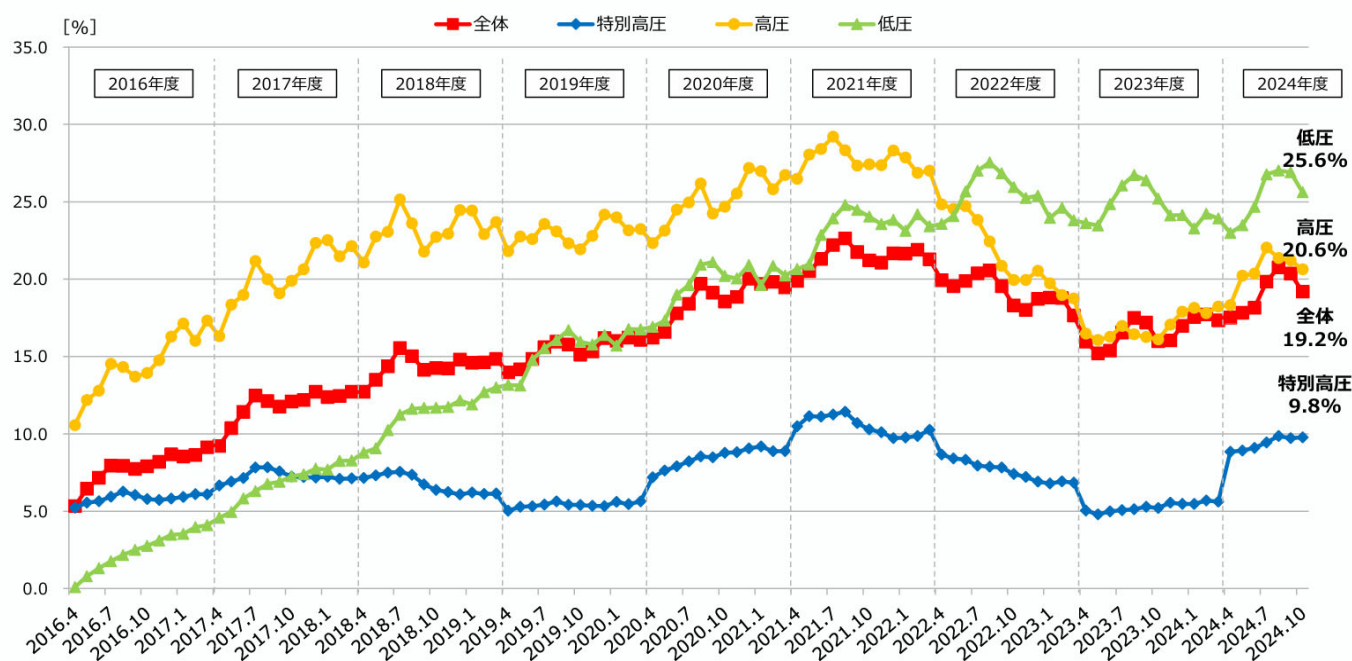
燃料費調整制度



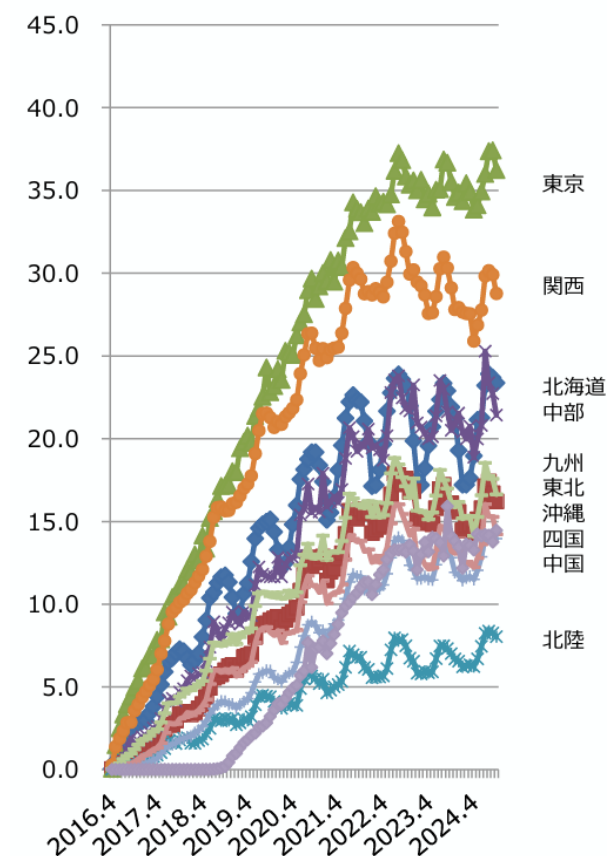
I 新電力のシェアの推移（2024年10月時点）

- 全販売電力量に占める新電力のシェアは、2024年10月時点では約19.2%。
うち家庭等を含む低圧分野のシェアは、約25.6%。

電圧別の推移



低圧：エリア別の推移



I 経過措置料金の値上げを巡る状況

2022年2月以降、地政学リスクによる化石燃料費高騰



卸電力取引価格の高騰

主にスポット市場からの調達に依拠していた新電力は調達コスト増を余儀なくされ、小売事業からの撤退、縮小が相次いだ。



旧一電も総括原価方式に基づく経過措置料金につき、燃料費調整制度の調整額がその上限額（基準燃料価格の1.5倍まで）を超えたため、2022年度中に経過措置料金の値上げ（特定小売供給約款の変更認可申請）を申請した（30～50%の値上げ幅）



電力・ガス取引監視等委員会の審査後、値上げ幅の低減



2023年5月19日 経過措置料金の値上げ認可



内閣府消費者委員会意見書（2023）

日本弁護士連合会の意見書（2023）

「料金値上げ審査において消費者に与える影響に慎重に配慮することを求める」

- ・ 2022年以降、地政学リスク等により化石燃料価格の高騰・変動リスクが高い状況下では、燃料費上昇リスク転嫁が抑制された経過措置料金は、電気料金の変動速度や値上げ上昇幅を抑制し、消費者のセーフティネットとして機能した。

I 経過措置料金の改定試算表

標準的なご家庭における電気料金の試算結果

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
申請前※1 (昨年11月)	15,662円 39円/kWh	13,475円 34円/kWh	14,444円 36円/kWh	14,289円 36円/kWh	11,155円 28円/kWh	12,192円 30円/kWh	13,012円 33円/kWh	12,884円 32円/kWh	11,844円 30円/kWh	14,074円 35円/kWh
申請値※2	20,714円 52円/kWh (+32%)	17,852円 45円/kWh (+32%)	18,458円 46円/kWh (+28%)	—	16,491円 41円/kWh (+48%)	—	17,426円 44円/kWh (+34%)	16,609円 42円/kWh (+29%)	—	20,045円 50円/kWh (+42%)
査定結果※2	▲1,829円 18,885円 (+21%)	▲1,195円 16,657円 (+24%)	▲1,936円 16,522円 (+14%)	—	▲612円 15,879円 (+42%)	—	▲612円 16,814円 (+29%)	▲486円 16,123円 (+25%)	—	▲648円 19,397円 (+38%)
FIT賦課金	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円
燃料費調整 (7月請求分)	▲964円	▲1,208円	▲1,180円	—	▲936円	—	▲1,216円	▲864円	—	▲1,700円
激変緩和措置	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円 + ▲1,200円※3
改定後※2 (7月請求分)	14,301円 36円/kWh (▲9%)	11,829円 30円/kWh (▲12%)	11,722円 29円/kWh (▲19%)	10,818円 27円/kWh (▲24%)	11,323円 28円/kWh (+2%)	8,664円 22円/kWh (▲29%)	11,978円 30円/kWh (▲8%)	11,639円 29円/kWh (▲10%)	8,569円 21円/kWh (▲28%)	12,877円 32円/kWh (▲9%)
【参考】 ウクライナ侵襲前※1 (昨年2月)	14,414円 36円/kWh	12,783円 32円/kWh	12,652円 32円/kWh	11,933円 30円/kWh	11,119円 28円/kWh	12,072円 30円/kWh	12,708円 32円/kWh	12,556円 31円/kWh	11,388円 28円/kWh	13,610円 34円/kWh

※1：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を含まない数値。

※2：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を加味した数値。カッコ内の%は、申請前（昨年11月）からの変化率。

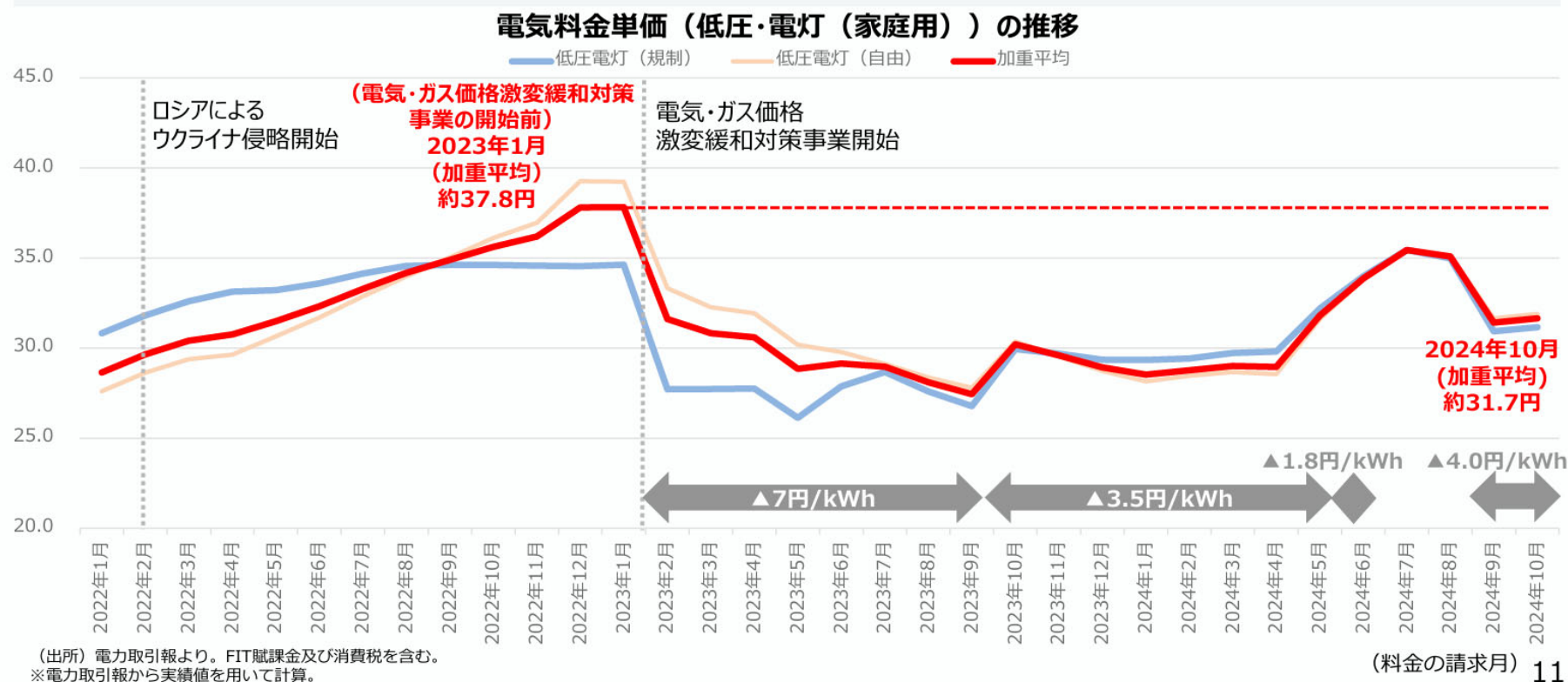
※3：沖縄県において、独自の負担軽減策「沖縄電気料金高騰緊急対策事業」を実施（7月請求分～10月請求分）。低圧は3.0円/kWh（10月請求分は1.5円/kWh）。

I 2022年度以降の家庭用電気料金月別単価の推移

電気料金の推移（1kWhあたり単価）

- ロシアのウクライナ侵略等による燃料輸入価格の高騰に伴い、2022年以降、電気料金は上昇（特に自由料金）。
- 2023年以降、規制料金値上げ（同年6月）を実施するも、電気・ガス価格激変緩和対策事業に加え、燃料輸入価格が低下したことに伴い、電気料金は低下。

※足元では新たな料金支援を実施中。



I 経過措置料金水準についての異なる視点（低すぎる問題）

経過措置料金においては、**燃料費調整制度**の設定が義務づけられている。

燃料費調整制度は、原油・LNG・石炭の燃料価格（為替を反映した円建ての日本着ベースの価格）の変動を、毎月の電気料金に自動で反映する仕組みであり、燃料価格の上昇分については反映できる分に上限が設定されている。

燃料費調整制度において反映可能な調整上限額（基準平均燃料価格の1.5倍）が設けられている。①料金改定申請の直近3か月の貿易統計価格に基づいて算定した「基準燃料価格」と、②各月の3～5か月前の貿易統計価格に基づいて算定した「実績燃料価格」の差を、燃料費調整単価に換算し、月々の電気料金に反映する。



調達コスト高騰の局面において、コスト高騰を反映した料金改定がされるまでの間、経過措置料金には調達コストの高騰分の反映が抑制される。



新電力が競争可能な自由化料金を提案することが困難な水準であった可能性がある。今後も燃料費高騰時には同様の懸念が生じる。

経過措置料金は、燃料費高騰時の消費者のセーフティネットとして機能するが

- ・大手電力による調達費用を下回る小売価格を制度的に認めることとなり、新電力にとっては競争環境の悪化に繋がる面がある。
- ・小売料金への公的介入及び料金水準が、小売市場の競争環境整備及び完全な小売自由化実現にとって、制約となっているのではないかという懸念が生じる。

Ⅱ 経過措置料金の解除基準

経過措置料金の解除基準

2019年4月26日 電力・ガス基本政策小委員会「電気料金の経過措置に関する報告書」

- ①**消費者の状況**：電力自由化に関する消費者の認知度や、他社へのスイッチング（小売電気事業者の切り替え）の動向などを客観的に評価
- ②**競争圧力**：供給区域（エリア）内に、「シェア5%程度以上」の有力で独立した競争者が「2者以上」存在するかを評価する。
- ③**競争的環境の持続性**：大手電力の小売部門と新電力（外部の競争相手）の間で、卸電力の調達条件が公平であるか、「内外無差別な卸売」が実効的に機能しているか、不当な内部補助といった卸市場の環境整備が判断基準となる。



主に②、③に関する懸念が解消しないことを理由として、2020年4月以降の存続が適当と結論付けられ、その後も解除は見送られている。

※②③に関して、2026年6月 沖縄エリアでは経過措置料金の指定解除基準を満たす蓋然性、検討開始

Ⅱ 経過措置料金の解除基準

経過措置料金の解除基準	2025年時点における評価
① 消費者の状況 ：電力自由化に関する消費者の認知度や、他社へのスイッチング（小売電気事業者の切り替え）の動向などを客観的に評価	全国的に電力自由化の認知度は高い水準にあり、スイッチングも進展していることから、すべてのエリアで「 一定の充足 」が認められている。
② 競争圧力 ：供給区域（エリア）内に、「シェア5%程度以上」の有力で独立した競争者が「2者以上」存在するかを評価する。	シェア5%以上の競争者が1者存在するエリアはあるものの、2者以上存在するエリアはまだ無いため、すべての供給区域で「 不充足 」と判断されている。
③ 競争的環境の持続性 ：〔大手電力の小売部門と新電力との間で〕卸電力の調達条件が公平であるか、「内外無差別な卸売」が実効的に機能しているか、不当な内部補助といった卸市場の環境整備が判断基準となる。	北海道、北陸、関西、中国、四国、沖縄などのエリアでは取り組みに 一定の充足 が認められているが、東北、東京、中部エリアなどにおいては、内外無差別の担保状況が「 十分とは認められない 」

※②及び③は〔中略〕企業結合GLの競争の実質的制限の考慮要素と類似した観点から、市場支配力に基づく「規制なき独占」の弊害の喪失を判断する点で、一定の合理性はあると考えられる。

※②③に関して、2026年6月 沖縄エリアでは経過措置料金の指定解除基準を満たす蓋然性、検討開始

II 十分な競争圧力の状況（2026年3月時点）

- 2026年3月時点で、**沖縄エリアにおいて、シェア5%以上の競争者が2者以上存在する**（前年同期比で増加）。**北海道、東京、中部、関西の4エリアでは、シェア5%以上の競争者が1者存在。**（過去3年の状況については、参考資料を参照。）

エリア別シェアランキング（低圧電灯：契約口数ベース） 2026年3月時点

（北海道エリア）

北海道電力株式会社	76.6%
北海道瓦斯株式会社	6.9%
SBパワー株式会社	2.4%
NTTアノードエナジー株式会社	1.8%

（中部エリア）

中部電力ミライズ株式会社	77.4%
東邦瓦斯株式会社	6.8%
SBパワー株式会社	3.0%
NTTアノードエナジー株式会社	1.7%

（中国エリア）

中国電力株式会社	86.0%
SBパワー株式会社	2.4%
NTTアノードエナジー株式会社	1.7%
大和ハウス工業株式会社	0.9%

（沖縄エリア）

沖縄電力株式会社	82.3%
株式会社沖縄ガスニューパワー	6.7%
沖縄セルラー電話株式会社	6.6%
SBパワー株式会社	3.3%

（東北エリア）

東北電力株式会社	84.1%
auエネルギー & ライフ株式会社	2.1%
東北電力フロンティア株式会社	2.0%
SBパワー株式会社	1.3%

（北陸エリア）

北陸電力株式会社	91.8%
NTTアノードエナジー株式会社	1.4%
株式会社PinT	0.9%
大和ハウス工業株式会社	0.6%

（四国エリア）

四国電力株式会社	85.4%
auエネルギー & ライフ株式会社	2.2%
NTTアノードエナジー株式会社	1.8%
SBパワー株式会社	1.5%

（東京エリア）

東京電力エナジーパートナー株式会社	64.9%
東京瓦斯株式会社	12.3%
SBパワー株式会社	2.4%
住友商事株式会社	2.0%

（関西エリア）

関西電力株式会社	72.9%
大阪瓦斯株式会社	13.7%
NTTアノードエナジー株式会社	1.5%
住友商事株式会社	1.3%

（九州エリア）

九州電力株式会社	82.6%
auエネルギー & ライフ株式会社	3.6%
西部瓦斯株式会社	2.1%
NTTアノードエナジー株式会社	1.6%

II ③競争的環境の持続性

- ・小売部門の競争的環境は**卸電力市場の整備・創出**と不可分であり、新電力が旧一電と競争可能な水準で調達できることが不可欠。

- ・発電設備の大宗を旧一電が保有し、安価な社外電源（旧一電以外の卸電気事業者、卸供給事業者が保有する電源）の多くも旧一電が長期契約している状況下

→卸売市場における旧一電の排除力に着目して、小売市場における競争条件の同等性を確保するための**非対称的な事前規制的な施策**として

i) **公平な電源アクセス（量の確保）**：スポット市場の活性化、ベースロード市場等

ii) **電源アクセスに関する取引条件の公平性（質の確保）**：内外無差別性、調達条件のイコールフットリング

ii) に関して、

「内外無差別な卸売のコミットメント」（2020）：下記の誓約および電取委による継続的監視

①社内外及びグループ内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に電力卸売を行うこと

②小売について、社内（グループ内）取引価格や非化石証書の購入分をコストとして適切に認識した上で小売取引の条件や価格を設定し、営業活動等を行うことの誓約



上記コミットメント実施状況は解除の指標の一つとなりうる。

ただし、競争環境の持続性は、

- ・旧一電が有する市場支配力の独占の梃子の問題を考慮して競争評価を行なうべき。

（従前、垂直統合された発電、卸売、送配電、小売を独占してきたことによる、複数の市場にまたがる旧一電の行動及びインセンティブ、電力サプライチェーンの構造特性等。）

- ・**経過措置料金そのものが競争環境に与える影響も考慮すべきではないか。**

Ⅱ 内外無差別なコミットメントの取組状況（2025年6月時点）

＜内外無差別な卸売の評価結果＞

注）内外無差別な卸売の評価結果における凡例は以下のとおり。

◎：内外無差別が担保されている

○：合理的な理由無く内外差別している事例は確認されなかった

エリア		北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
評価	2024年6月時点 （参考）	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎※	◎
	2025年6月時点	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎

※ 同月時点のグループ外への相対卸供給は、8.2％（令和5年）から、総需要の20.2％（119.2億kWh）（令和8年6月）まで増加。これは新電力需要（135.3億kWh）の88.1％を占める。

※ ○についての留意点は次頁を参照。

※旧一電等が出資していない事業者が保有する電源で、旧一電が長期契約により確保している電源については、内外無差別な卸売の対象となっていない（旧一電による自主的取組：電源開発の電源の切り出し（既存契約の見直し）は、全体約1200万kWのうち、約5％にあたる約61.9万kWが切り出されたが、さらなる切出しは未定）。

Ⅱ 内外無差別なコミットメントの取組状況：評価○の留意点

※ 評価○の留意点は下記の通り。

確認項目	評価
内外無差別な交渉スケジュールの事前の明示・交渉	既存の長期契約（コミットメント前から存在する長期契約で、内外無差別に締結機会が提供されたものではないもの。以下同様）が存在する事業者（東電HD及びRP、中電HD並びにJERA）は、○と評価。
内外無差別な卸標準メニューの事前公表・それに基づく交渉	既存の長期契約が存在する事業者（東電HD及びRP並びに中電HD）及び小売会社のため卸標準メニューを設定しない中電ミライズは、○と評価。
卸標準メニューの外側で自社小売（グループ内小売）向けに電源を確保	既存の長期契約が存在する事業者（東電HD及びRP、中電HD並びにJERA）は、○と評価。
社内外で卸取引の担当部門が同一か	東電HDは、既存の長期契約の存在により、卸取引の担当部門が異なるため、現時点で内外無差別に対応しているとは評価できないとし、○と評価。
社内外で無差別にオプション価値（通告変更量及び期限）が設定されているか	既存の長期契約が存在する事業者（東電HD・東電RP・JERA）において、内外で無差別にオプション価値が設定されていない事例があることを確認し、○と評価。
自社小売及びグループ内小売が入札に参加しているか	東電HD・東電RPにおいてはグループ内小売が入札に参加していなかったが、既存の長期契約の存在という合理的な理由があるため、○と評価。
自社小売の契約価格が社外小売の契約価格に比して不当に安くなっていないか。（需要計画に基づき購入量上限を設定していることで、自社小売が最安値で落札できる蓋然性が高い卸売スキームとなっている中で、結果として社内取引価格＜社外取引価格となっているもの等）	<ul style="list-style-type: none"> ・東北電力：内外無差別が担保されているとは評価できないとした。 ・関西電力：販売量の1/3について購入量上限を解除しており、現時点の対応としては合理的であると評価してよいとし、○と評価。 ・九州電力：社内取引価格＜社外取引価格となっているが、内外無差別に実施された入札による結果であるため、合理的な理由と認められるとし、○と評価。
標準メニューによる卸販売を行った結果、調達価格が、適切に小売価格に反映されているか：「小売平均単価（規制部門含む）＞（電力調達単価＋非化石証書調達単価＋容量拠出金）」となっているか。	東北電力：24年度計画では逆ザヤが解消する見込みである根拠を確認したものの、22年度実績及び23年度実績の2年連続逆ザヤが継続していたことから、調達価格が適切に小売価格に反映されているとは評価できない。九州電力・沖縄電力：22・23年度実績で小売価格＜調達価格と逆転していたが、23年度の逆転については、規制料金の燃調上限の影響を除くと逆転しなかったことを確認した。24年度の調達価格及び小売価格の計画値の設定根拠を確認し、逆転が解消する蓋然性が高い。

Ⅱ 経過措置料金制度及び水準が競争環境整備にもたらす課題

小売料金水準への公的介入である経過措置料金のネガティブな影響により、小売市場の競争環境整備と相反する効果を生ずる懸念。



新電力は経過措置料金を指標としてそこから一定の減額をして価格競争するため、経過措置料金は事実上、小売料金の上限価格として機能する。

経過措置料金の水準は総括原価方式の認可対象で、燃料費調整上限の適用により抑制されるため、新電力は自由な価格設定、投資、調達費用の適切な転嫁が阻害される可能性。



燃料費高騰時に、実際の燃料費高騰分と燃料費調整単価の差額を旧一電がグループ内で内部補助することは、「不当な内部補助」に該当しなくても、調達費用割れの料金水準が小売市場の資源配分を歪める懸念がないか。



規制料金制度では、卸売市場の価格形成が小売価格に適切に反映されにくく、家計の電力需要の価格弾力性のための価格シグナルが機能しない懸念もある。

Ⅱ 調達費用を著しく下回る水準の経過措置料金 についての問題意識

- ・旧一電において調達価格を下回る小売料金の実態があった（卸分野における実態調査報告書）。※現在はほとんどの供給区域で改善がみられる。
- ・燃料費調整に上限が設けられていることにより、料金水準が抑制され、自由料金を下回る可能性が高い。



実際、2022年の燃料費高騰時には、燃料費調整単価上限を実際の燃料費水準が超過し、調達費用を下回る料金設定を招いた。



- ・新電力は主にスポット市場等で燃料費高騰を反映した卸売相場と連動する価格で調達を行い、取引所における売り入札の基準となる限界費用の算定方式変更も相まって調達費用が上昇した。
- ・経過措置料金は、値上げ認可までの間、新電力が価格競争できない低価格であった可能性が高い。
- ・新電力は、経過措置料金を指標としてそれを一定割合で減額して料金設定し、同地域の経過措置料金と同様の燃料費調整額を適用する例が多かった。調達費用高騰分を小売料金に転嫁できない逆ざやが、新電力撤退の一因となった可能性がある。



経過措置料金が制度的に自由化料金を下回るのであれば、価格競争によるスイッチングが進まず、競争が進展しないことが懸念される。

Ⅱ 不当廉売（2条9項3号）の問題意識

- ・ **電力GL**は競争相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格による小売供給を問題とする。



- ・ **不当廉売GL**は、供給に要する費用を著しく下回る販売は「自らと同等又はそれ以上に効率的な事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあり、公正な競争秩序に影響を及ぼすおそれがある」とする。



固定費用が大きく可変費用が小さいエネルギー産業では、費用について平均回避可能費用（AAC）基準に代わり、長期増分費用（LRAIC）基準を採用する理論もある。



ただし、燃料費調整額に上限が存在することにより、大手電力には価格設定の自由がないこと、上限額認可の審査を経ていること等を正当な理由として、公正競争阻害性が否定される可能性がある。

Ⅲ フランスの規制料金制度

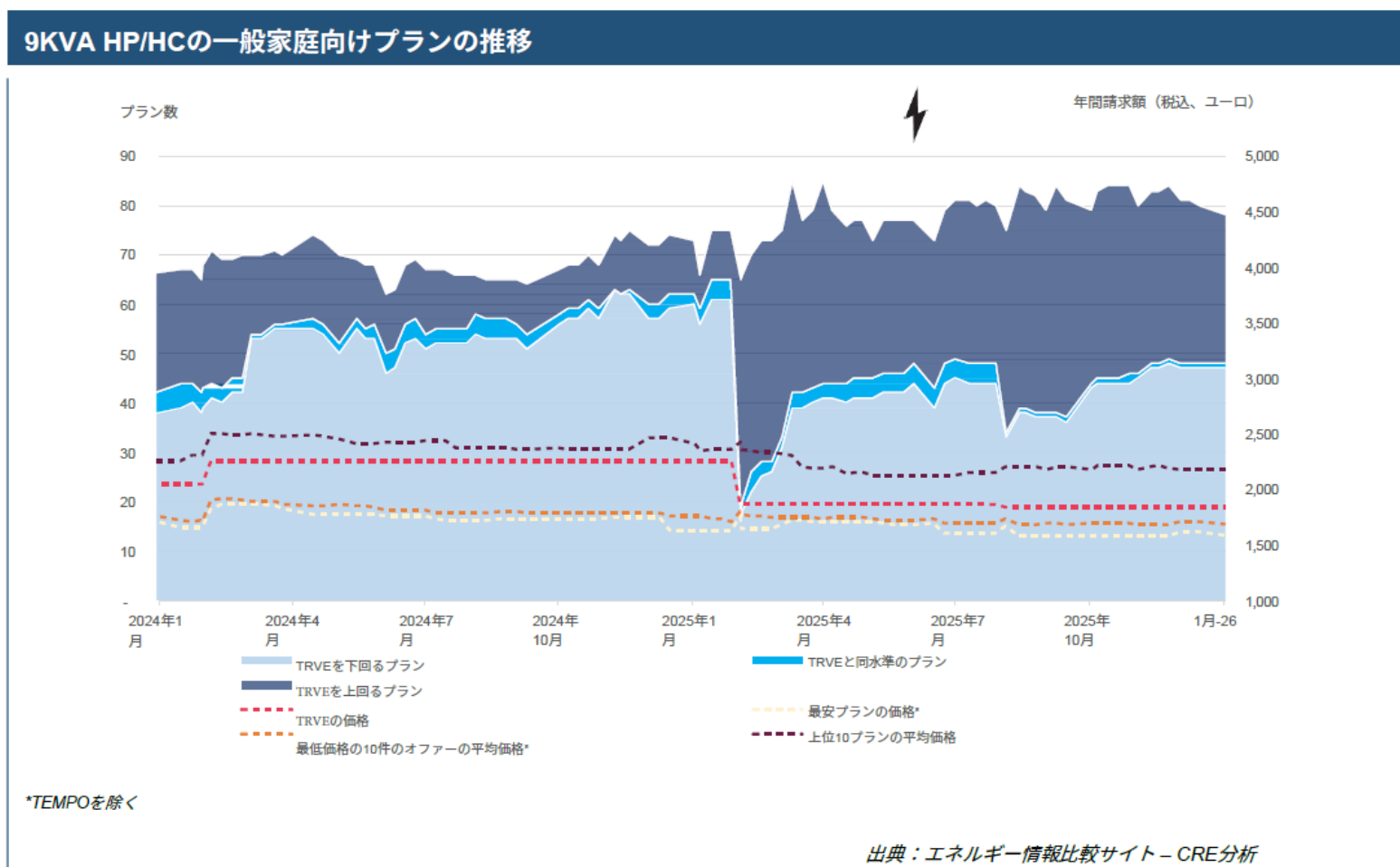
＞不当廉売が適用されないとしても、競争者が対抗できない料金水準は、競争環境を歪める懸念はないか。

フランスの規制料金（Tarifs Réglementés de Vente、以下「TRV」）による小売市場への公的介入が、小売競争に与える影響についての議論状況。

料金設定や制度設計を巡る行政訴訟や、各機関による報告書を通じて議論、検討がなされている。

- ・ **フランス電力（EDF）** は、1945年に発電、送配電、小売を垂直統合した国有企業とされ、TRV料金は1946年の法律46-628号により導入された。
- ・ 2004年にEDFは民営化されたが、株式の80%以上は国が保有した。
- ・ 2010年の法律2010-1488号（「**NOME法**」）は、36KVA以下の家庭用又は非家庭用需要者対象を除いて、2015年末までにTRVを撤廃すると定めた。
- ・ TRVは「供給に要する原価の積算方式」で算定されるが、調達費用は2年分が平準化される。また基本プラン、ピーク・オフピーク(HP/HC)プラン等がある。
- ・ 2025年末における住宅用＋小規模非住宅用のシェアは、規制料金（TRV）が52%、EDFの自由料金プランが15%、新電力の自由料金プランが33%である。

Ⅲ フランス規制料金（TRV）と自由料金プランの推移



●TRV（規制料金）：ベースプラン、ピーク／オフピーク（夜間割引）プラン

●市場料金プラン（自由料金プラン）

- ①変動価格プラン（TRV連動、燃料費等に連動、独自の計算式）
- ②固定価格（単価および基本料金が一定のもの、エネルギー部分のみが固定されるもの）
- ③グリーン（原産地保証証書の購入により、電力の原産地が再エネであることが保証されているプラン）

Ⅲ フランスの規制料金（TRV）に関する経過

時期	出来事
1945年	発電、送配電、小売を垂直統合した国有企業とされた。
1946年	1946年の法律46-628号によりTRV料金を導入。
2000年 2月10日	電力公共サービスの現代化に関する法律2008-108号成立
2004年	EDFは民営化されたが、株式の80%以上は国が保有した。
2007年 7月1日	電力小売市場が全面自由化。
2010年 12月7日	NOME法制定（法律2010-1488号）。 ・ARENH制度導入
2011年 5月9日	エネルギー関連の法令は、エネルギー法典(Code de l'énergie)として編纂され、TRVは同法典L.337-4条以下に規定された。
2011年 7月1日	ARENH制度〔中略〕開始
2015年末頃	TRVE算定方法の移行期限（総括原価方式から供給に要する費用の積算方式へ移行）

時期	出来事
2016年 1月1日	36KVA以上の大口顧客向け規制料金が原則終了
2019年	2019年の法律2019/1147号 TRVの適用対を限定 EU指令2019/944成立
2021年後半	卸電力価格が急騰
2022年 2月1日	TRV上昇を抑制
2022年 7月	EDFを再度国有化
2023年 2月1日	TRV改定
2023年 8月1日	TRV再改定
2024年 4月11日	法律 2024-330号 契約電力36kVA以下という要件を削除し、〔中略〕適用範囲を拡大
2026年 2月4日	VNU（Versement Nucléaire Universel、普遍的原子力還元） をL.337-3条以下に導入した。

Ⅲ TRVの水準に関するコンセイユ・デタ2016年12月7日判決

2015年8月1日から適用される規制電力販売料金（TRV）を定めた政令の取消訴訟における上告審。

論点	コンセイユ・デタの判断
① 調達費用考慮義務	規制料金（TRV）は、EDFの金融費用を含む完全な「会計上の原価（コスト）」 を適切にカバーしており、 供給に要する費用の考慮義務に違反しない。
② EDFの無形の優位性 （ブランド認知度、顧客 基盤）への補償	エネルギー法典L. 337-6条は、〔中略〕「無形利益」への補償を計算に含 めることも、投下自己資本に対する特定の報酬（利益）水準を保証するこ とも規定していないため、TRVに これらが考慮されていなくとも違法では ない。
③ マージンスクイズ	TRVを算定する政令が発令された時点では卸売価格が小売価格を下回って いたため、〔中略〕マージンスクイズを生じさせる懸念、既存事業者の 市場支配的地位の濫用を助長する懸念はない。
④ 略奪的価格	「算定されたTRVは電力供給にかかる全ての会計上の原価を下回っておら ず、たとえ投下資本を賄うのに適切な報酬水準を保障していなくても、小 売市場で 同等の効率性を持つ競争事業者を排除するとはいえない。 」。
⑤ キャッチアップ（料金 調整）	過去の料金と実際の原価の間に著しい乖離（赤字）があった場合、国に料 金調整を行う責務がある。〔中略〕2013年～2014年の赤字補填については、 〔中略〕「別途、2014年11月～2015年7月の期間を対象とする遡及的政令」 において是正されるべきと命じられていたため、本政令（2015年8月以降 の料金）の策定段階において 重ねてその是正を行う必要はなかった。

Ⅲ TRVの対象範囲に関するコンセイユ・デタ2018年5月18日判決

Engieと全国エネルギー小売事業者協会（ANODE）によるTRV認可の取消訴訟における上告審。

論点	コンセイユ・デタの判断
① TRVは競争的な電力市場の実現に対する障害か	TRVは、国家による電気料金を規制・介入であり、欧州の第3次指令（EC指令2009/72/EC）の目指す、競争的な電力市場の実現に対する 障害に該当する 。
② 価格の安定という公益目的による正当化	仮に市場への障害となる場合でも、その介入が「価格の安定（stabilité des prix）」という一般経済的利益（公益）の目的の追求として正当化される。〔中略〕正当化されるためには、「 一般経済的利益の目的を果たし、当該目的の達成に必要な最小限の範囲内、期間限定であり・・・明確に定義され、透明、非差別的、かつ監視可能である 」ことを要する。
③ 正当化のための要件（特に比例原則）に違反しないか	<ul style="list-style-type: none">・ TRVは、期間制限を設けておらず、〔中略〕「公的介入の必要性そのもの」や「実施方法」を定期的に再検討する仕組みを定めていないため、恒久的な制度になっている点で、比例原則に違反する。・ 非家庭用も含め36KVA以下の全ての最終需要者を対象とする点は、同指令の比例原則に違反する。

Ⅲ TRVの算定基準に関するコンセイユ・デタ2019年11月6日判決

同当事者による取消訴訟の上告審。コンセイユ・デタは、ANODEの大企業に関する経過措置の取消請求を全面的に認め、一方でEngie社による「コスト積み上げ方式」や「競争法違反」に関する訴えをすべて棄却した。

論点	コンセイユ・デタの判断
① 正当化のための比例原則に違反しないか	たとえ既存の契約であっても、「大企業のカテゴリーに属する非住宅施設」に規制料金の適用継続を認める経過措置は、目的達成に対して不均衡（非比例的）であり、 この経過措置に該当する部分を取り消す。
② コスト積み上げ方式	エネルギー法典第L. 337-6条は、代替的な供給事業者（競争事業者）が「損失を被ることなく」規制料金と同等以下の供給を提供できる余地を確保することを求めているだけであり、〔中略〕代替的な供給事業者の具体的なコスト〔中略〕までをすべてカバーすること（報酬保証）を求めているわけではない。規制料金に算入される「販売コスト」は、EDFと同等以上の効率性を有する事業者のコストを基準として、〔中略〕代替的供給業者の販売コストがEDFのコストよりも構造的に高くない限り、 十分かつ適法である。
③ 市場支配的地位の濫用	設定された料金はEDFの完全な会計原価をカバーしており、原価を不当に割り込んだ「略奪的価格」等には当たらない。
④ 顧客データ利用の事前規制義務	料金決定にあたり、あらかじめEDFの独占時代の顧客データの利用条件を事前規制すべき 法律上の根拠や一般原則も存在しない。

Ⅲ EU指令2019/944と、フランスの法律2019/1147

EU指令2019/944：

規制料金は「本質的に市場を歪める措置であり、料金赤字の累積、需要家の選択肢の制限、省エネやエネルギー効率化への投資に対するインセンティブの低下、サービス水準の低下、需要家の関与や満足度の低下、競争の制限、市場における革新的な製品やサービスの減少を招く」（前文2項）から、時限的、かつ、脆弱な家庭用顧客等の対象に限定すべき。

正当化事由として、

- (a)有効な競争を実現するための措置を併せ講じること、
- (b)非差別性、(c)原価を上回りかつ効果的な価格競争が生じ得る水準、
- (d)卸市場への悪影響を最小限に抑えることを基準として設定するよう求める。



2019年の法律2019/1147：

- ・本指令及び、コンセイユ・デタ2019年11月6日決定を受けて、
- TRVの対象者を36kVA以下の家庭及び一定規模以下の非家庭用需要家に限定する改正を行なった。

Ⅲ TRV拡大とARENHの後継制度の導入

時期	出来事
2021年後半	卸電力価格が急騰
2022年2月1日	TRV上昇を抑制
2022年7月	EDFを再度国有化（ウクライナ情勢をふまえたエネルギー安全保障の強化、原発建設再開のための資金調達、再エネ拡大が目的）
2023年2月1日	TRV改定
2023年8月1日	TRV再改定
2024年4月11日	法律 2024-330号成立 契約電力36kVA以下という要件を削除し、全ての家庭用需要家、又は従業員数が10人未満で年間売上高等が200万ユーロ未満の非家庭用需要家に適用範囲を拡大
2026年2月4日	2026年2月4日のデクレは、 VNU（Versement Nucléaire Universel、普遍的原子力還元） をL.337-3条以下に導入。

III ARENHとVNUの説明

ARENH(Accès Régulé à l'Électricité Nucléaire Historique

(原子力発電への規制アクセス制度)

- ・小売市場の新規参入者の電力調達を保障する制度的措置として、2011年に導入。

2025年末を期限とする。

- ・EDFの原子力発電所で発電した電力の一定量を、新規参入の小売事業者が一定の基準量まで、規制された価格で購入できる制度。
- ・ARENHの課題：小売の新規参入を促進したが、EDFの電源への投資のインセンティブを失わせる。



2026年2月4日のデクレ

VNU (Versement Nucléaire Universel、普遍的原子力還元)を導入（エネルギー法典L.337-3条以下）。：EDFが原子力発電所で発電した電力を卸売市場の市場価格で販売し、EDFの小売部門も卸売市場で新電力と同条件で調達を行い、特定の閾値を超えたEDFの発電収益に対して2段階の課税を行い、課税収入を消費者に再分配する仕組み。

III ARENHの制度概要と取引の仕組み

この制度は、代替供給事業者がEDFと同等の経済的条件で基幹電力を調達できるようにすることで、〔中略〕小売市場における競争を促進すると同時に、フランスの原子力発電所の競争力を消費者に還元すること；

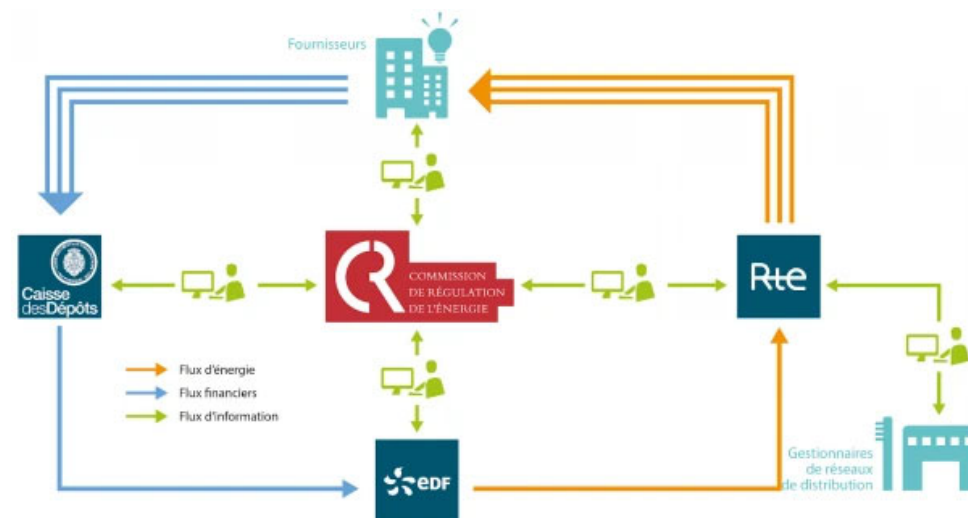
制度の対象と期間

2010年12月7日付法律第2010-1488号（「NOME法」）によって導入された。
この制度により、代替電力供給事業者は、2011年7月1日から2025年12月31日までの間、国内に所在し、2010年12月8日より前に運転を開始したEDFの既存原子力発電所で発電された電力を、規制価格で購入することを可能にするものである。

供給上限と規制価格

代替電力事業者が契約できるARENHの供給量は、年間100 TWh（系統運営者への損失分を除く）を超えてはならず、これは既存原子力発電所の発電量の約25%に相当する。この価格は2012年1月1日以降、2025年の終了まで42 €/MWhであった。

電力・資金・情報の流れ



CRE・RTE

CRE（フランスエネルギー規制委員会）は、供給事業者から提出された消費量予測に基づき、ARENHの権利を事前の段階で算定する。
RTEは、ARENHの枠組みに基づきEDFから譲渡された電力を、EDFが各供給業者への譲渡量を把握できないような条件で送電している。

III ARENHの権利算定と事後管理

ARENHの供給量が理論上の割当量（事後的に年次で算出される）を上回った場合、供給事業者は2種類の追加料金を支払わなければならない。

過剰取得に対する追加料金

- ・ CP1項：顧客ポートフォリオに対して過剰な量のARENHを申請し、それを卸売市場で転売することで得られた利益を相殺することを目的とする。
- ・ CP2項：供給業者に対し、販売量の予測精度を高め、実際の需要とは無関係な過剰な申請を回避するよう促すことを目的としている。〔中略〕この許容範囲は、善意で予測ミスを犯した供給業者に不利益を与えないよう、実消費量の10％に設定されている。

追加料金の算定

翌年の6月30日までに、CREは、送電網運営者から報告された実測消費量に基づき、各供給事業者が支払うべき追加料金の額を算定する。

2025年の半期別譲渡량

	2025	
	S1	S2
ARENH à destination des petits consommateurs (en TWh)	49,6	50,4
ARENH à destination des grands consommateurs (en TWh)	49,6	50,4
ARENH à destination des pertes (en TWh)	11,3	11,4
Total	60,8	61,9

事前算定と権利量の調整

2014年初頭以降、送電系統運営事業者は、系統損失を補填するためにARENHを活用できるようになった。〔中略〕これらのARENH割当量は、100 TWhという割当上限に上乗せされる。2017年初頭からは、容量メカニズムの発効に伴い、ARENHには容量価値が組み込まれている。

III VNUの制度概要と消費者への再分配

EDFの既存原子力発電所群から生み出される収益が、当局によって定められた一定の基準額を超えた場合、その収益の一部は国によって徴収され、関連する規制文書で定められた方法に従い、消費者に再分配される（請求書上の専用項目に割引が適用される）。※2026年1月1日施行

2026～2028年の基準

第1のトリガー閾値：78ユーロ/MWh：この閾値を超えると、超過収益の50%が徴収され再分配される。

第2のトリガー閾値：110ユーロ/MWh：この閾値を超えると超過収益の90%が徴収され、再分配される。

2026年2月13日の政令により、基準額が定められている。

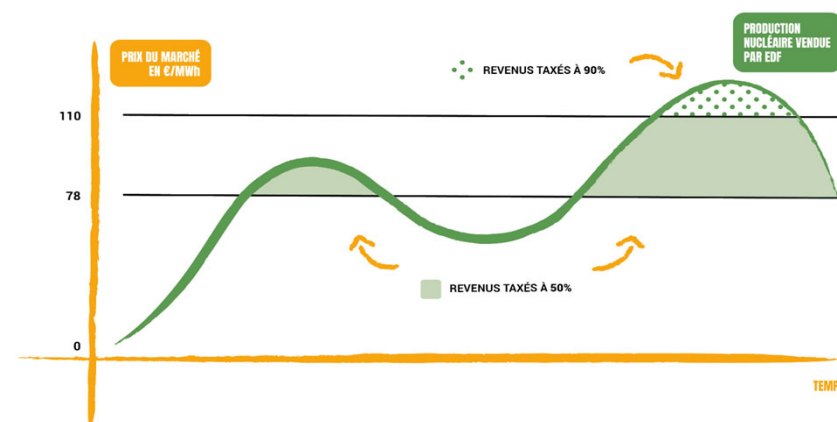
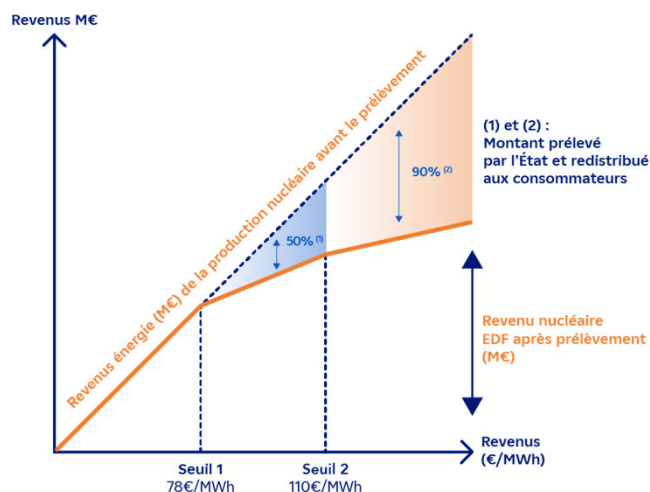
発動基準値はインフレ率に連動しており、一定の条件下では3年間の期間内に変更される可能性がある。

導入の目的と対象

・2025年2月14日付の財政法第17条に基づき、国によって導入された電力市場を規制する新たな仕組みである。VNUは、すべての消費者を電力市場価格の上昇から保護すると同時に、EDFがエネルギー転換に必要な投資を行うための財源を確保することを目的としている。

VNUは、電力供給業者を問わず、すべての消費者（家庭、企業、自治体など）に適用される。

超過収益の徴収とEDFに残る収益



Ⅲ CREとADLCの各報告書（2024）における見解の比較 （経済担当大臣の報告書による分析に基づく）

論点	CRE（エネルギー規制委員会）	ADLC（競争当局）
①ARENH終了後の価格安定化 （TRVの24か月の調達コスト平滑化の評価）	TRVは価格変動を平滑化し、家計の予測可能性を確保する。ARENH終了後はTRVの重要性が増す。	TRVの価格安定効果は限定的。価格安定を求める消費者には、競争者が提供する固定価格プランが適する。
②需要の価格弾力性・価格シグナル	TRVのピーク・オフピークプランやTempoプランが需要の時間帯移行を促し、供給安定に寄与する。	価格の固定・平準化は、消費者に実際の消費コストを見えにくくする。 〔中略〕供給安定は、発電量増・卸売市場の設計を通じて追求すべき。
③イノベーション・小売競争	TRVは簡素で安定した構造を維持し、革新は市場における競争に委ねるべきである。	強力な基準となるTRVが、他社の追随を促し、料金・サービス多様化、イノベーションを阻害する。
④TRVの今後の存廃	当面維持。 消費者保護の機能は短期的に代替できず、エネルギー危機後・ARENH終了に伴う不確実性の下での廃止は混乱を招く。	廃止準備・抜本的見直し。 ARENH終了を契機に廃止を準備。存続させる場合は、全供給業者にTRV供給への参入を認めることなどを求める。

Ⅳ 経過措置料金制度への示唆

- ・フランスでは、TRVが小売市場における価格、技術革新、多様なプラン、投資に関する競争を阻害する要因であることを前提としつつ、競争への影響を最小化するための制度設計や、料金水準の議論や行政訴訟がなされてきた。
- ・効率的な新規参入者が競争可能な料金水準であるか、算定方法に関する議論
- ・EDFと同等以上に効率的な電力供給業者のコストに基づき規制料金を算出するとされる（R.337-19第5項）。
- ・TRVは小売市場の競争にどのようなメリット・デメリットを与えるかについて、行政訴訟も含めて実質的な議論がされてきた。
- ・競争当局（ADLC）も規制料金制度の評価を行い、競争環境整備について具体的な提言をした。



日本における議論状況

- ・公取委は実態調査報告書において「経過措置料金が「新電力の小売料金にとっての一種の指標となっている中で、・・・燃料価格の高騰に伴い・・・旧一電発電から旧一電小売への卸売価格が、旧一電小売の小売料金に適正に反映されておらず、旧一電小売の小売料金が採算の取れないような水準となっている場合、たとえ旧一電発電から旧一電小売及び新電力への卸価格及び契約条件が同等であったとしても、新電力が競争上不利となり、電力市場から退出せざるを得ない状況が生じ得る。・・・公正な競争環境の確保の観点から望ましくない」と指摘する。

他方で、

- ・経過措置料金解除の検討過程においては、経過措置料金の価格設定と経過措置料金の解除基準の議論を切り離すべきと整理されてきた。



考察

- ・規制料金制度は、本質的には、小売競争環境整備にネガティブな影響があることを踏まえた議論であるべき
- ・経過措置料金の価格設定は、価格を指標とする小売競争に直接、影響を与えることから、新電力の対抗可能な価格設定、制度設計になっているか等、競争環境にネガティブな影響を与えないような価格設定（基準）を検討すべき。
- ・経過措置料金の価格水準、解除基準及び事後監視について、一体的に議論すべき。

Ⅳ 調達条件の同等性、内外無差別性のための制度設計

フランスでは、規制料金（TRV）制度と、卸売市場における調達条件の同等性を確保するための法制度（ARENH及びVNU）が一体的に議論されている。



考察

日本においても卸売市場における量的、質的調達環境の同等性を推進する施策

ただし

- ・ 調達条件の内外無差別性が経過措置料金解除の考慮要素とされているが、コミットメントの法的根拠や、コミットメントの遵守についての旧一電のインセンティブの点で不確実性があり、評価対象、評価の明確性、透明性において課題がないか。
- ・ 競争環境の整備を進捗させるためには、内外無差別性の実現のための、より踏み込んだ制度設計を含めて、検討すべきではないか。

Ⅳ 価格高騰対策としての経過措置料金の課題

燃料価格高騰下では、消費者保護の観点から、経過措置料金の料金水準の安定化・平準化の機能を肯定的に捉え、その解除や値上げに慎重な意見もある。



しかし、

本来、小売自由化後の価格高騰への対応は、発電市場における供給余力の拡大、卸売市場の公平な電源アクセスと、卸取引の内外無差別性、卸取引条件の公正性を含めた、新電力の調達費用の低減により行われるべきではないか。



燃料費調整制度を前提とする経過措置料金に依拠した高騰化対策は、資源分配を歪め、小売競争を促進せず、電源の多様化、分散化、脱炭素化、再エネ化に向けた投資やイノベーション、デマンド・レスポンス（DR）や節電に向けた消費者行動を促進しない懸念がある。



ただし

- ・経過措置料金が調達費用を上限なく転嫁して高騰することを認めれば、中東情勢等により燃料価格変動の不確実性が増す状況下で、消費者を不安定な価格変動に晒す懸念がある
- ・消費者保護については、価格高騰支援金制度、低所得者向けの定額給付金制度の導入等、三段階料金制度に代わる経済的・社会的弱者保護制度等、競争環境整備を歪めない制度設計及び手段を慎重に検討する必要があると思われる。

Ⅳ まとめ 経過措置料金が電力小売自由化に与える影響、小売市場において促進すべき競争とは

●経過措置料金の在り方が競争環境に与える影響及び消費者保護についての視点。



- ・ 調達コストの反映が抑制された経過措置料金が、小売市場の事実上の指標として存在することにより、競争環境が整わないという懸念はないか。
- ・ 上限価格としての経過措置料金が、小売市場の価格転嫁や多様なプランを抑制しないか。
- ・ 認可された料金およびその供給主体への信頼が、新電力へのスイッチングを抑制しないか。
- ・ 経過措置料金とその水準が小売競争にもたらす歪みについて、競争者が対抗可能な料金水準、解除条件、調達条件の公平性を図る制度設計等の観点を含め一体的に検討すべき。

●小売自由化が目指すもの、電力小売市場において促進すべき競争の在り方とは。

同質財である電力は価格が主要な競争要素である。



ただし

- ・ 本来、電力システム改革では、小売価格の低減・安定のみならず、小売市場の参入・競争促進により、料金メニューの多様化、脱炭素化、再エネ化の促進、電源構成の多様化・分散化、地域新電力の促進等、消費者に新たな価値を提供することが期待されているはず。
- ・ 経過措置料金制度と内部補助に依拠した価格高騰対策は、脱炭素化を含めたエネルギー政策に適合する投資やイノベーション、新電力へのスイッチングに結びつかず、消費者のニーズを満たさない懸念がある。
- ・ 価格・供給の安定と競争環境整備を両立させつつ、消費者に多様な選択肢を保障する制度設計が求められる。

ご清聴ありがとうございました。

～次頁以降は補足資料としてご参照ください

聖学院大学／弁護士 長尾 愛女
連絡先：nagao@ikedayama-law.jp

補足資料

V（補足）経過措置料金解除後の事後監視

VI（補足）公共料金制度における消費者利益の保護

日本経済法学会大会・シンポジウム

2026年10月17日

聖学院大学／弁護士 長尾 愛女

V 経過措置料金の解除後の、電取委による監視体制

経過措置料金の解除後の、電取委による監視体制

- ・ 通常取引監視
- ・ **解除後の「事後監視」**：旧一電を対象とした、経過措置料金解除後の追加的な監視制度「EU 競争法（搾取的濫用）等を参考に、旧一電の小売部門がその有力な地位を濫用した不当な値上げ等の行為（地位濫用行為）を行うことは、電気の利用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達を図る観点から問題となる行為として業務改善勧告等の対象」とし、3年間程度、能動的な情報収集を制度的に行う」。

> 電取委による「事後監視」と公取委による独禁法適用のための監視との関係。

- ・ 規制から競争への移行期にある公益事業に関しては、趣旨・目的、違法性基準等が異なる独禁法と事業法の相互補完的な適用が要請され、同一の行為に対して重畳適用が行われる場合も想定される。
- ・ 電力GLも、事業法上の監視と独禁法上の監視が重複適用されうることを示す。



公取委の監視対象：

- ・ 小売市場における協調的行動、プライススキーズ等による私的独占、取引妨害及び差別的取扱い等の排除行為に関して、市場縦断的な競争法上の観点から監視が求められる。
- ・ 「**搾取的濫用**」の事後監視については、需要家又は取引相手方に対する不当な高価格又は取引条件の設定に関して、優越的地位の濫用等の適用の検討対象と思われる。

V 不当高価格行為

不当高価格行為は、新電力による競争圧力が十分でない場合に問題となる。

専門会合とりまとめ（2019）：

①コストと比較して過度に大きな差異のある小売料金を課し、かつその価格又は利益率が他の小売電気事業者と比較して不当に高い水準であった場合
(cf. United Brand「超過性のテスト」)

②燃料価格の高騰、託送料金の値上げその他の正当化しうる事情がない中で、大幅な小売料金の値上げを行い、他の小売電気事業者の料金と比較して異例に大きな利益率とする行為
(cf. United Brand「不公正性のテスト」)

【公取委「東京電力(株)に対する件」2012年6月22日注意、第2条第9項第5号（優越的地位の濫用）】

東京電力が自由化対象需要家に対して電気料金引上げの提案・実施をした行為に関して、自由化部門の小売料金の値上げの優越的地位の濫用該当性が問題とされた。

①**優越的地位**：需要家は、東京電力との取引が困難となれば事業経営上大きな支障をきたすため、著しく不利益な取引条件であっても受け入れざるを得ない状況にある。

②**「合理的な理由なく著しく高い対価」**：

- ・十分な協議がないことから取引条件の一方的変更として不利益であるとされた。
- ・経産省の提言等に基づいて算定を行った引上げ幅（平均14.9%）については「合理的な理由なく著しく高い対価」には該当しないとされた。

V 差別対価

【公取委 北海道電力株式会社に対する警告事例(平成29年6月30日)】

特別高圧又は高圧の電力小売供給に関して、北海道電力が、新設の需要家に対しては最も電気料金が安くなる見込みの最適メニューを適用する一方、戻り需要家に対しては、戻り需要であることを理由として、従前は認めていた最適メニューの適用を認めず、最適メニューに比して高額な料金を適用した行為が問題とされた。

差別対価（独禁法2条9項2号又は一般指定3項）に該当する可能性があるとして警告。

※ 上記以外にも、大手電力会社と需要家との間の取引の内容・条件として現れる不当な行為（電力GL第2部1、2）は、私的独占、差別対価、拘束条件付取引、排他条件付取引、取引妨害等に該当しうる。

V 不当な取引制限

【公取委「旧一般電気事業者らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について」（2023年3月30日） 排除措置命令及び課徴金納付命令。】

関西電力ら6社が、

- ・ 特別高圧又は高圧の大口顧客に対する電力小売供給に関して、顧客に対して安値の見積り提示による電気料金の水準の低落を防止して自社の利益の確保を図るため、互いに、相手方の供給区域において相手方が小売供給を行う顧客の獲得のための営業活動を制限することを合意した行為

- ・ 官公庁入札における入札参加及び安値の入札を制限する行為

※ 電取委による業務改善命令（令和5年（2023年6月19日））。

【公取委「東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について」（令和6年3月4日）】

中部電力及び東邦瓦斯によるFIT制度による電気の買取期間満了後（令和元年11月以後）の電気の買取価格（「卒FIT価格」）に関して、卒FIT価格の上昇の抑制を目的として

- ・ 中部電力が東邦瓦斯よりも先に卒FIT価格を公表することを話し合い、
- ・ 中部電力が東邦瓦斯に対して中部電力の卒FIT価格よりも大幅に上回るものにしないことを求めた行為について、警告を行なった。

（※ 大口都市ガスの小売供給に係る受注調整行為については排除措置命令及び課徴金納付命令）

V (1) 卸取引の内外無差別性に違反する行為

旧一電と新電力の卸取引における内外無差別性に違反する行為、不当な内部補助、卸取引の条件の差別的取扱い等は、新電力の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、私的独占、取引拒絶、差別取扱い等に該当する可能性がある（電力GL 2(1)イ①から③）。

(1) 卸取引の内外無差別性に違反する行為

令和6年の公取委の卸売分野の実態調査報告書

発電市場における旧一電のシェアは、発電設備容量及び発電電力量でいずれも約7割。

令和5年3月時点で、新電力の総需要量に占める旧一電からの相対取引による調達量は約5割。



公正な競争環境の観点から、新電力が相対取引で調達する場合は、小売競争で中立的な立場（旧一電の発電部門や第三者）からの調達機会が確保されるべき。



しかし、長期契約等により、旧一電発電は発電量のほとんどを自社グループの小売部門に卸売し、旧一電小売が新電力にさらに卸売し、新電力の旧一電小売からの調達量が、旧一電発電からの調達量を上回ることが常態化（発販分離の有無を問わない）。



需給逼迫時に卸電力市場からのスポット調達が厳しい場合、

新電力が競争相手である旧一電小売から相対取引による卸供給を受ける際、仕入原価、仕入数量等の取引に係る情報を競争相手に把握されつつ、旧一電小売が自社分を確保した後の余剰分から、旧一電小売の調達価格よりも不利な価格で調達する可能性があり、小売競争が阻害される可能性がある。

V (2) 内部補助、(3) 取引条件

(2) 内部補助

旧一電が内外無差別な卸売のコミットメント後も、自社グループ小売に卸供給する価格を新電力に卸供給を行う価格よりも安価に設定していた実態。

旧一電小売の調達価格が小売価格を上回る事例（電取委令和5年～6年の調査）。

発電部門から小売部門への内部補助により小売部門の赤字を補填していた懸念がある。

旧一電発電が、内外無差別性に反して自社小売部門に対して、新電力に対する条件と比して有利な条件で卸売し又は内部補助することを手段として廉売を行い、小売市場における地位を維持し強化する場合は、排除型の行為が問題となる。

(3) 卸取引の条件に関する行為

旧一電と新電力との間の卸売の長期契約締結の際に、中途解約の違約金等の設定、転売禁止、供給エリア制限、供給量制限等の条件が求められる例がある（公取委の卸売分野の実態調査報告書）。

条件違反の場合に供給を停止するなどのペナルティが設けられ、新電力が排除され又は取引機会が減少するおそれが生じる場合には、拘束条件付取引が成立しうる（電力GL）。

対価や供給量の一方的な変更等、取引条件が正常な商慣習に照らして不当に不利益と評価される場合には、優越的地位の濫用に該当する可能性がある。

Ⅵ 公共料金についての消費者利益の保護

公共料金の新設・変更については認可等に当たり「消費者に与える影響」を十分考慮することとされ（消費者基本法16条2項）、〔中略〕消費者利益が図られる。



ただし、公共料金の変更等を消費者が争う手段は、**小売供給約款変更の拘束力を争う民事訴訟や、料金認可に対する抗告訴訟**等極めて限定されてきた。

意見書	消費者利益の保護
日弁連意見書	不当高価格の場合、認可された料金でも独禁法の適用は排除されず、新電力が価格競争の圧力となり得ない状況下で、消費者が値上げを受け入れざるを得ない点について、優越的地位の濫用の問題意識を示した。 ↑ 経過措置料金については上限額認可の審査を経ていることを無視できない。
内閣府消費者委員会 意見書	「カルテルの疑い、顧客情報の不正閲覧、〔中略〕といった事業者の信頼性を揺るがす問題・・・が事業者の料金値上げ申請に影響していないのか検証すべき」と指摘した。 ↑ これらの違反行為（疑い）を料金認可審査に直接読み込むことは、基準上困難とも思われるが、〔中略〕公共料金形成過程及び審査の透明性を要請し、違反行為に対する消費者による私訴と同様の問題意識を示すものと思われる。

独禁法が、市場価格のみならず、公的な関与の下に決定される公共料金に関しても、消費者利益の保護機能を果たすような解釈及び運用を模索すべきである。

VI 民法上の定型約款規制が公共料金に関する消費者保護において果たす役割

従前の議論：

- ・規制料金の小売供給約款の変更は認可と同時に拘束力を有するとされ、消費者が変更を争っても消極の結論であった。



2020年4月に民法に定型約款規制が導入された。

電力小売供給約款は定型約款に該当しうることから、定型約款の変更要件を定める同法548条の4が、消費者が料金等の変更を争う手段として活用される可能性があり、経過措置料金解除後の「事後監視」を補充する手段としても期待されている。



- ・ **定型約款の変更**を契約相手方との個別の合意なく行えるのは、**民法548条の4第1項1号又は2号**の要件に該当する場合に限られる。

- 一 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。
- 二 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。



民法548条の4第1項1号の「相手方の一般の利益に適合するとき」：

顧客の一部に料金の値上げが生じ得る場合は、これに該当しないと解されている。

VI 民法548条の4第1項

民法548条の4第1項

2号①変更の合理性要件：

契約条件変更の理由・原因、顧客の不利益の程度、解除の容易さ、不利益補償措置等を考慮した総合判断によるべきとの解釈論がある。電力小売供給約款の料金に関する条項の変更の必要性に関して、人件費の増加など事業者が左右できる事情であっても変更の必要性は一概に否定されず、またコストの増加が事業者にとって他律的な事情（燃料費上昇や為替相場の変動等）による場合は、約款準備者の予見・リスク回避可能範囲内にあれば、合理性否定要因に作用し得ることが指摘されている。



2号②変更後の約款の内容の相当性：

- ・ 変更の必要性との関係で過剰なものとならないか等が考慮される。
- ・ 変更後の約款に拘束されることを望まない顧客が、他の小売業者にスイッチングして損害を免れることの容易性や、顧客に与える不利益を軽減する措置の存在を示す事情（十分な猶予期間の設定や、当該約款変更を理由とする解約の場合には違約金を課さないこと等）が含まれうる。
- ・ 特定小売供給約款が、料金審査を経た値上げである点は相当性を肯定する一要因となると思われる。
- ・ 競争環境整備が進まず新電力へのスイッチングが容易でない状況下であるという事情は、相当性を否定する要因になると思われる。
- ・ 特定小売供給約款の変更の認可基準は、民法上の定型約款規制と目的及び基準が同一ではないため、認可された小売供給約款でも、548条の4の要件を必ずしも満たすとはいえないと解される。

Ⅵ 電力小売取引の適正化

電力小売全面自由化により消費者が小売取引の当事者として選択を行なう範囲が拡大する。消費者への適切な情報提供を含む小売取引の適正化は、電力使用者の保護の観点、及び、消費者の市場への関与の促進の観点において重要である。



2026年4月に改訂された「電力の小売営業に関する指針」

- ①需要家への適切な情報提供
- ②営業・契約形態の適正化
- ③契約内容の適正化
- ④苦情・問合せへの対応の適正化
- ⑤**契約の解除等手続の適正化**について、需要家の利益の保護や電気事業の健全な発達を図る上で望ましい行為と問題となる行為を例示する。



電力小売供給の取引条件の適正性及び透明性は小売市場の競争環境整備の基盤となる。

小売市場における消費者の利益が電気事業法上の監督、並びに、景表法、特商法、消費者契約法、及び民法上の定型約款規制等を含む私法的な規律により実質的に保障されることが、消費者の市場参加の前提条件としても重要である。

VI 需要家への説明義務違反：景表法違反の事例

①需要家への適切な情報提供に関して

- ・小売電気事業者等は、契約締結時に料金その他の供給条件について、需要家に対し説明することが義務付けられ（2条の13第1項）、説明の際には需要家に対し、供給条件を記載した契約締結前交付書面の交付義務を負う（同条2項及び3項）。
- ・燃料や電力の取引価格の変動により小売料金変動する場合は、その旨並びに変動の額の算出方法及び上限の有無の説明義務を負う（同法施行規則3条の12第1項8号）。



説明義務に違反する表示が、景表法上の不当表示規制（同法5条）に違反する場合

【中国電力による有利誤認表示】

家庭用自由料金メニューが経過措置料金より安価であるかのように表示したが、自由料金メニューに燃料費調整額の上限設定がないことを明確にせず、実際は安価でない場合があった。

【北海道電力による有利誤認表示】

都市ガスの契約先を北海道ガスから切り替えて自社の電気とセットで契約するだけで、年間料金が契約前よりも安くなるかのように表示したが、実際は契約に加えてポイントサービス加入等が必要だった。

ご清聴ありがとうございました。

聖学院大学／弁護士 長尾 愛女
連絡先：nagao@ikedayama-law.jp